

新島村役場 ▶ TEL 04992(5)0240 代表
若郷支所 ▶ TEL 04992(5)0181
式根島支所 ▶ TEL 04992(7)0004

FAX 04992(5)1304 e-mail:yakuba@nijima.com
FAX 04992(5)1572 e-mail:wakagou@nijima.com
FAX 04992(7)0439 e-mail:shikinejima@nijima.com



にいじま

2018
12月号



平成 30 年度 新島村防災訓練

新島村の財政公表	2
年末年始カレンダー	7
できごと	8
おしらせ	11
さわやか健康センターだより	13

新島村の世帯と人口

世帯数	: 1,380 (-2)	出生	1
村人口	: 2,723 (-5)	死亡	5
本村地区	: 1,895 (-4)	転入	3
式根島地区	: 522 (-2)	転出	5
若郷地区	: 306 (1)	その他	1

平成30年11月1日現在(カッコ内は前月比)

新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使道などを平成29年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を平成30年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせ

します。29年度の決算状況は表1と表7、30年度上半期の予算状況は表8と表11のとおりです。

決算・予算・会計について

1. 決算とは？

村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日までの1年間を1会計年度といい、この1年間の収入と支出、これにともなう借金や貯金などの計算が決算です。

2. 予算とは？
 予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てること。また、この内容をいいます。新島村では広報にいま5月号で毎年お知らせしています。

3. 会計の分け方
 村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に出入りするお金のすべてが、性質によって2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると考えてください。

表1：平成29年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） 47億6,292万3千円

自主財源 8億4789万9千円 17.8%	村税	3億4,149万4千円	7.2%
	財産収入	2,708万6千円	0.6%
	使用料・手数料	6,441万4千円	1.3%
	負担金・分担金	1,907万7千円	0.4%
	寄付金	31万円	0.0%
	繰入金	2億532万5千円	4.3%
	繰越金	1億9,019万3千円	4.0%
依存財源 39億1502万4千円 82.2%	国庫支出金	3億6,393万8千円	7.6%
	地方交付税	13億8,856万1千円	29.2%
	地方特例交付税	48万9千円	0.0%
	都支出金	15億7,003万4千円	33.0%
	村債	4億197万円	8.4%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	1億9,003万2千円	4.0%

表2：平成29年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） 45億5,155万7千円

義務的経費 9億8608万1千円 21.7%	人件費	6億2,422万7千円	13.7%
	扶助費	8,282万3千円	1.8%
	公債費	2億7,903万1千円	6.1%
投資的経費 16億9087万5千円 37.1%	普通建設事業費	16億9,087万5千円	37.2%
その他経費 18億7460万1千円 41.2%	物件費	8億8,578万8千円	19.5%
	維持補修経費	9,544万円	2.1%
	補助費など	2億9,845万3千円	6.6%
	積立金	1億4,773万7千円	3.2%
	投資・出資金	0	0.0%
	貸付金	2,400万円	0.5%
	繰出金	4億2,318万3千円	9.3%

歳入・歳出について

1. 一般会計・歳入（収入）
 歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

(1) 自主財源と依存財源
 村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

▼ 依存財源
 国や都から使道や金額が決められ、交付されたり借り入れたりするお金です。

(2) 一般財源と特定財源
 ▼ 一般財源
 使道が特定されないお金をいいます。依存財源の

会計別決算状況



歳入
一般会計 47億6,292万3千円
特別会計 21億568万2千円
歳入総額 68億6,860万5千円



歳出
一般会計 45億5,155万7千円
特別会計 20億8,654万1千円
歳出総額 66億3,809万8千円

表3：特別会計の種類と平成29年度特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）	21億 568万2千円
歳出（支出）	20億8,654万1千円

特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	8,814万7千円	8,814万7千円	0
2. 簡易水道事業	1億8,295万9千円	1億7,312万8千円	983万1千円
3. と畜場事業	0	0	0
4. 国民健康保険診療所事業	3億8,168万3千円	3億8,168万3千円	0
5. 国民健康保険事業	6億7,923万8千円	6億7,923万8千円	0
6. 後期高齢者医療事業	7,707万8千円	7,523万7千円	184万1千円
7. 下水道事業	2億6,687万円	2億6,687万円	0
8. 温泉ロッジ事業	1,755万1千円	1,672万9千円	82万2千円
9. 介護保険事業	4億1,059万9千円	4億395万2千円	664万7千円
10. 災害援護資金貸付事業	155万7千円	155万7千円	0
合計	21億568万2千円	20億8,654万1千円	1,914万1千円

地方交付税や地方譲与税などがあげられます。
 ▼特定財源
 使い道が特定されているお金をいいます。依存財源の国庫支出金・都支支出金・自主財源の使用料や手数料などがあげられます。
 2. 一般会計・歳出（支出）
 一年間に払う予定のすべてのお金です。性質別と目的別に分けられます。地方自治体の財源体質を分析するうえで重要なポイントです。
 (1) 性質別の分類
 ▼義務的経費
 支出が義務づけられ、任意に削減が難しい経費。この割り合いが高いと財政構造が硬直しているとされます。人件費、扶助費、公債費があります。
 ▼投資的経費
 道路や公園、学校、公営住宅などの新増築に充てる経費。新島村は、普通建設事業費が該当します。
 ▼その他経費
 義務的経費、投資的経費にあてはまらない経費が7つあります。
 (2) 目的別の分類
 支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

表4：基金の種類（村の貯金）

平成29年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	5億780万7千円
2. 減債基金	1億9,135万5千円
3. 住民センター図書	297万4千円
4. 公共施設整備	6億1,120万7千円
5. 高齢者福祉対策	2億8,471万1千円
6. 土地開発	2億8,526万5千円
7. ふるさと創生	1億8,493万5千円
8. 庁舎建設	3億3,029万6千円
9. 連絡船建造	1,518万9千円
10. 簡易水道事業	6,555万8千円
11. 介護給付準備	1,589万8千円
合計	24億9,519万5千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）
 村には11種類の「基金」があります。（表4）
 基金とは、長期的な視野に立ち、財源が不足したときの支出の増加に備えた積立金。一般家庭の預貯金にあたります。
 ▼村債（借金）
 道路整備など、臨時的に多くの費用を必要とする時に、地方公共団体が国や金融機関から借り入れる資金です。いまそこに住んでいる人と、将来そこに住む人の世代間の不公平を解消することが目的です。返済期間は長期にわたります。一般家庭の借金にあたります。（表5）

みなさんが納めた村民税の額は？

表7のとおりです。

表5：村債残高（村の借金）平成29年度末現在

36億3,718万円

表7：平成29年度にみなさんが納めた村民税

1人あたり	53,595円
1世帯あたり	107,310円

平成29年度の村民税額（調定額）を平成30年度4月1日現在の人口と世帯で割った数字です。
 人口：2,699人 世帯：1,333世帯

村の資産は？

6) 土地や建物など5種類。学校や公園、道路のほか役場や支所も含まれます。（表6）

表6：財産の状況

公有財産	土地	19,314,032.00㎡
	建物	52,066.57㎡
有価証券	3,161万円	
出資による権利	2億5,561万5千円	
貸付金	3億761万9千円	

歳入（収入）の状況

平成30年度
上半期一般会計歳入
18億668万8千円

▼特別会計・歳出（支出）
5億8,990万4千円
で、総額の25.6%を執行
しました。（表11）

▼一般会計・歳出（支出）
11億8,496万円で、昨
年度より、1,108万9千
円（0.9%）増加しています（表
10）

▼一般会計・歳入（収入）
18億668万8千円で、昨
年度より1,806万4千
円（1.0%）増加しています。
（表9）。

30年度上半期（4月～9
月）の予算執行状況をお知
らせします。

上半期の予算執行状況

表8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	7,471万9千円	38.3%
固定資産税	9,545万9千円	48.9%
軽自動車税	1,487万8千円	7.3%
市町村たばこ税	1,015万円	5.2%
入湯税	0	0.0%
合計	1億9,520万6千円	100.0%

グラフ1：一般会計の収入割合

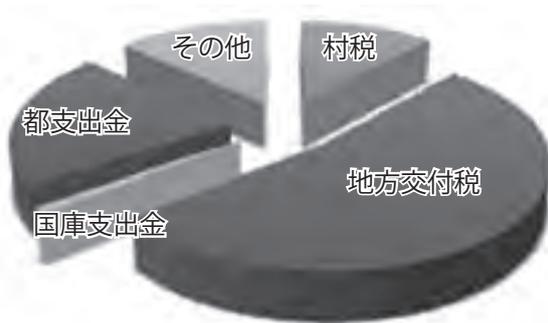


表9：平成30年度一般会計歳入…平成29年度との比較

	平成30年度				平成29年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1億9,520万6千円	10.8%	△488万4千円	△2.4%	2億9万円	11.2%
その他						
地方譲与税	470万1千円	0.3%	△40万2千円	△7.9%	510万3千円	0.3%
利子割交付金	23万7千円	0.0%	2万6千円	12.3%	21万1千円	0.0%
配当割交付金	58万1千円	0.0%	2千円	0.3%	57万9千円	0.0%
株式等譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方消費税交付金	2,906万6千円	1.6%	△535万3千円	△15.6%	3,441万9千円	1.9%
自動車取得税交付金	291万2千円	0.2%	△6万6千円	△2.2%	297万8千円	0.2%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	79万9千円	0.0%	31万円	63.4%	48万9千円	0.0%
交通安全対策特別交付金	0	0.0%	△60万7千円	△100.0%	60万7千円	0.0%
地方交付税	8億9,430万円	49.5%	△572万8千円	△0.6%	9億2万8千円	50.3%
その他						
分担金・負担金	648万1千円	0.4%	△109万8千円	△14.5%	757万9千円	0.4%
使用料・手数料	2,559万4千円	1.4%	△109万円	△4.1%	2,668万4千円	1.5%
国庫支出金	1,711万3千円	1.0%	3万4千円	0.2%	1,707万9千円	1.0%
都支出金	3億7,437万6千円	20.7%	541万2千円	1.5%	3億6,896万4千円	20.6%
その他						
財産収入	1,065万2千円	0.6%	408万5千円	62.2%	656万7千円	0.4%
寄付金	20万円	0.0%	0	0.0%	20万円	0.0%
繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	2億1,136万6千円	11.7%	2,117万4千円	11.1%	1億9,019万2千円	10.7%
諸収入	3,310万4千円	1.8%	624万9千円	23.3%	2,685万5千円	1.5%
村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	18億668万8千円	100.0%	1,806万4千円	1.0%	17億8,862万4千円	100.0%

表9・表10の項目説明

- 村税
みなさんが納めた税金。
- 地方譲与税
国税（自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。
- 利子割交付金
貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。
- 地方消費税交付金
消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。
- 自動車取得税交付金
自動車取得税の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。
- 地方特例交付金
抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。
- 地方交付税
国税（所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体間の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。
- 分担金・負担金
特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。
- 国庫・都支出金
国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。
- 寄付金
個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

平成30年度 上半期の一般会計歳出 11億8,496万円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……平成30年度と平成29年度の比較

	平成30年度					平成29年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	2,720万7千円	2.3%	50.8%	162万円	6.3%	2,558万7千円	2.2%
総務費	2億5,751万6千円	21.7%	40.4%	△102万3千円	△0.4%	2億5,853万9千円	22.0%
民生費	1億5,453万2千円	13.1%	25.2%	△453万円	△2.8%	1億5,906万2千円	13.5%
衛生費	9,335万4千円	7.9%	85.4%	352万5千円	3.9%	8,982万9千円	7.7%
労働費	1,536万5千円	1.3%	48.6%	192万7千円	14.3%	1,343万8千円	1.1%
農林水産費	1億5,316万4千円	12.9%	52.0%	7,408万円	93.7%	7,908万4千円	6.7%
商工費	1億994万4千円	9.3%	55.2%	△1,641万4千円	△13.0%	1億2,635万8千円	10.8%
土木費	1億696万1千円	9.0%	37.6%	△2,936万2千円	△21.5%	1億3,632万3千円	11.6%
消防費	3,231万7千円	2.7%	55.0%	920万3千円	39.8%	2,311万4千円	2.0%
教育費	1億2,001万8千円	10.1%	47.7%	△2,629万8千円	△18.0%	1億4,631万6千円	12.5%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1億1,458万2千円	9.7%	48.2%	△163万9千円	△1.4%	1億1,622万1千円	9.9%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	11億8,496万円	100.0%	52.0%	1,108万9千円	0.9%	11億7,387万1千円	100.0%

平成30年度 上半期の特別会計歳出 5億8,990万4千円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	9,300万円	691万6千円	7.4%	3,559万円	38.3%
簡易水道事業	2億9,432万3千円	1,607万4千円	5.5%	7,495万円	25.5%
と畜場事業	1万7千円	0	0.0%	0	0.0%
国民健康保険診療所	4億2,542万4千円	6,533万9千円	15.4%	1億6,411万9千円	38.6%
国民健康保険事業	6億673万4千円	2,788万2千円	4.6%	4,554万2千円	7.5%
後期高齢者医療事業	8,186万8千円	1,248万5千円	15.3%	2,460万5千円	30.1%
下水道事業	3億2,959万5千円	1,246万円	3.8%	6,691万3千円	20.3%
温泉口ツジ事業	1,956万6千円	1,022万円	52.2%	612万6千円	31.3%
介護保険事業	4億5,357万4千円	5,854万3千円	12.9%	1億7,205万9千円	37.9%
災害援護資金貸付事業	156万3千円	15万5千円	9.9%	0	0.0%
合計	23億566万4千円	2億1,007万4千円	9.1%	5億8,990万4千円	25.6%

- 使用料・手数料
公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
- 財産収入
土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
- 繰入金
特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
- 繰越金
前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
- 諸収入
預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
- 議会費
議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
- 総務費
庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
- 民生費
高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
- 衛生費
健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
- 労働費
労働者の支援にかかる経費。
- 土木費
道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
- 消防費
消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
- 教育費
小・中学校、社会教育などにかかる経費。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成29年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

▼『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまゝで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

- ① 実質赤字比率
一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。
- ② 連結実質赤字比率
村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。
- ③ 実質公債費比率
1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済

- ④ 将来負担比率
一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の新島村が加入する組織への返済も含めます。新島村には、地方公社や第三セクターはありません。したがって、も含まれます。

新島村の決算様式	一般会計	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率
	連絡船事業				
	温泉ロッジ事業				
	災害援護資金貸付事業	資金不足比率			
	特別会計				
	公営事業会計	① 実質赤字比率			
	国民健康保険診療所				
	国民健康保険事業				
	介護保険事業				
	後期高齢者医療事業				
公営企業会計	資金不足比率				
簡易水道事業					
と畜場事業					
下水道事業	資金不足比率				
新島村が加入の組織		① 実質赤字比率			
一部事務組合					
東京都市町村総合事務組合					
東京都市町村退職手当組合					
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合					
東京都後期高齢者広域連合	② 連結実質赤字比率				
地方公社・第三セクター		③ 実質公債費比率			
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合					
東京都後期高齢者広域連合					
東京都後期高齢者広域連合					
東京都後期高齢者広域連合					

…※新島村は対象外

この部分は含まれません。

▼早期健全化団体・財政再生団体の基準

①④の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは？

会社为例えると、経営状態が悪く、倒産の一步手前が「早期健全化団体」。倒産にあたるのが「財政再生団体」となります。

▼早期健全化団体・財政再生

表1…平成29年度 財政健全化判断比率の状況

	① 実質赤字比率	② 連結実質赤字比率	③ 実質公債費率	④ 将来負担比率
新島村の状況	—	—	7.0%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	30.0%	35.0%	—

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

生団体になるとどうなる？

国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生活にも大きな影響を及ぼします。

▼判断基準値からみる新島村の財政状況

新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生

表2…平成29年度 資金不足比率の状況

公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
公営企業会計	簡易水道事業会計	—
	と畜場事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。 ※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

【問い合わせ】
企画財政課 財政係
☎(5)0204 内線 202

団体に指定されることはありません。(表1、表2) 実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。

実質公債費比率は7.0%と なっています。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。

これからより良い予算づくりで、将来に負担をかけるない堅実な財政運営に つとめます。

年末・年始の公共施設などの休業案内

…利用可能日

×…休業日

役場の正月休み…12月29日(土)～新年1月3日(木)

- ▶ 休み期間中も職員が役場に常駐しています。
 - ▶ 役場が休み期間中も営業する施設があります。
- 電話番号を掲載しますので、直接お問い合わせください。

- ▶ 緊急通報……固定電話から局番無し 119
- ▶ 急な病気やけが
本村診療所……(5) 0083
式根島診療所……(7) 0019
- ▶ その他の問い合わせ
新島村役場……(5) 0240
式根島支所……(7) 0004

	27日(木)	28日(金)	29日(土)	30日(日)	31日(月)	1日(火)	2日(水)	3日(木)	4日(金)	5日(土)	6日(日)	7日(月)	
本村地区	新島村役場			×	×	×	×	×		×	×		
	本村診療所			×	×	×	×	×		×	×		
	住民センター			×	×	×	×	×					
	住民センター図書室			×	×	×	×	×					
	さわやか健康センター	～17:00	～17:00	×	×	×	×	×	～17:00	×	×		
	青葉会館			×	×	×	×	×					
	勤労福祉会館 ☎(5) 0504			×	×	×	×	×				×	
	新島村博物館 ☎(5) 7070			×	×	×	×	×					
	ふれあい農園			×	×	×	×	×				×	
	まました温泉 ☎(5) 0830												
	砂蒸し風呂 ☎(5) 0830												
	温泉ロッジ ☎(5) 1199					×	×	×	×				
	湯の浜露天温泉												
	ガラスアートセンター			×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	ガラスアートミュージアム			×	×	×	×	×	×	×	×	×	
スポーツ広場キャンプ場			×	×	×	×	×	×	×	×	×		
クリエートセンター			×	×	×	×	×						
自治会連合会館			×	×	×	×	×						
若郷地区	若郷支所			×	×	×	×	×		×	×		
	若郷診療所		×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	若郷会館			×	×	×	×	×					
式根島地区	式根島支所			×	×	×	×	×		×	×		
	式根島診療所			×	×	×	×	×		×	×		
	式根島開発総合センター			×	×	×	×	×					
	温泉・雅湯	無休(ただし、火・金曜日午前中は清掃あり) ※変更となる場合があります。											
	温泉・憩いの家 ☎(7) 0576				12/30～1/3			15:00から営業					
	スポーツ広場			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	式根島福祉センター			×	×	×	×	×					
式根島養殖場			×	×	×	×	×	×	×	×			
交通・放送	連絡船にしき ☎(7) 0825												
	ふれあいバス					×							
	定時放送(午後6:20)			×	×	×	×	×					
ごみ施設・収集	新島ごみ焼却場				午前中のみ	×	×	×					
	阿土山ごみ処分場	×			午前中のみ	×	×	×		×		×	
	式根島クリーンセンター				午前中のみ	×	×	×					
	神引不燃物処理場	×			午前中のみ	×	×	×		×		×	
	ごみの収集	×	可燃	×	×	×	×	×	可燃	×	不燃	可燃	

※さわやか健康センター及びスポーツルームの12月25日(火)～28日(金)、及び1月4日(金)利用可能日について、営業時間は夕方5時までです。

平成30年度 新島村防災訓練



10月20日(土)、午前8時30分から午前9時30分の間にマグニチュード9.0の地震が南海トラフで発生する想定で、平成30年度新島村防災訓練が実施されました。本村地区はまず、第一次避難場所、第二次避難場所、その後、避難所を想定して、新島高校中庭に移動しました。



今回の防災訓練の参加者は、本村地区808名、式根島地区266名、若郷地区175名で、全体で1,249名でした。災害はいつ起こるかわかりません。日頃からの備えを改めてご確認下さい。村でも防災対策の強化に努めて参ります。

新島・式根島消防団秋季訓練

11月6日(火)、

7日(水)の2日間、新島・式根島消防団秋季訓練が実施されました。

東京都消防訓練所から6名の講師の方々にお越しいただき、AED取り扱い方法や心肺蘇生法、止血方法など参加した消防



▶式根島消防団訓練のようす



◀新島消防団訓練のようす

団員たちは真剣に訓練に取り組んでいました。また、2日目の訓練には一般の方、婦人会の方々にも参加していただき、消防団員と共に普段受けることのできない講義に耳を傾けておりました。

東京都交響楽団による 弦楽四重奏講演会

10月12日(金)は式根島開発総合センターで、翌13日(土)は住民センターで、東京都交響楽団による弦楽四重奏講演会が開催されました。

大河ドラマの「西郷どん」のテーマ曲や銀河鉄道999の曲など、馴染みのあるメロディから本格的なクラシック音楽まで幅広い年代の方々楽しんでいただけの内容となりました。

また、講演会の翌日には式根島・新島の両地区にて小・中学生を対象に「ヴァイオリンを弾いてみよう!」と題してワークショップが開催されました。



第31回新島国際ガラスアートフェスティバル

10月20日(土)～10月27日(土)まで、新島国際ガラスアートフェスティバルが開催されました。

開催初日にはクリエイティブセンターにてウエルカムパーティーが開催され、島内外から多くの方々が参加しました。

また、期間中は招待講師の方々によるスライドレクチャーやワークショップ、村民ガラス教室、サイレントオークションなど様々なイベントが開催され、新島が世界に誇る新島ガラスにたっぷり触れることのできる貴重な機会となりました。



▲招待講師によるデモンストレーション



▲キッズワーク後の集合写真



▲10月20日オープンデーのようす



ねこのおどりば
新島村博物館だより
TEL 5-7070 (直通)

文化の日11月3日(土)と11月4日(日)に『コーガ石建造物を考える』と題し講演会と文化財ワークショップ(見学会)を開催しました。

11月3日は、長年に渡り新島の抗火石建造物を調査されている新島抗火石建造物調査会の石井榮一氏を講師にお招きし、建築におけるコーガ石の特性、加工方法から歴史、価値までを、村内の建物の写真などを利用しながらご講演いただきました。午後7時30分からの開催でしたが、島内、島外の多くの方にご来場いただき満席となり、公演終了後も意見交換などが行われていました。翌4日には、途中豪雨となるなど悪天候の中でしたが、関係者含め18名が参加し新島では初めての文化財ワークショップ(見学会)を開催しました。博物館石倉からスタートし、前日にご説明いただいた建物など村内9か所ほどを実際に見学しながら、建築様式や工法、敷地内の配置などを調査会の山内孝浩氏にご説明いただきました。



両日とも石井氏の声かけに集まっていたいただいた調査会員、学生などボランティア5名に、ご協力いただきました。



世界最香峰 新島村くさや試食会

10月27日(土)と28日(日)の2日間、お台場にて「世界最香峰新島村くさや試食会」と題して、くさやを内地の方々知ってもらおうとくさやを試食できるイベントが開催されました。

来場数は2日間で延べ1,637人。会場では試食用のくさやと共に、おにぎりも配布され、参加者は滅多に食べられない焼きたてのくさやを美味しく味わっていました。



家庭教育講座

10月30日(火)、昨年の3月に新島で開催された家庭教育講座がこの度、式根島で開催されました。

「おかあさんといっしょ」第10代目体操のお兄さんで現在タレントとして活躍されている佐藤弘道氏に、再び新島村にお越しいただき、式根島開発総合センターで「子どもたちの笑顔のために」をテーマに講演していただきました。



第2回新島サーフスケートフェスティバル

10月13日(土)と翌14日(日)の2日間、新島サーフスケートフェスティバルが開催されました。13日は奥磯ポイントにてサーフィン競技とプロサーフアーによるエキシビションが行われ、翌14日は羽伏浦正面にてスケートボードの大会とプロスケーターによるエキシビションが行われました。

また、14日のみ屋台の出店やプロによるスケートスクールも開催され、昨年よりさらにレベルアップした大会は島内外から観客が訪れ、おおいに賑わいました。

◀総合優勝は森敦さん(本村)



◀プロスケーターによるエキシビション



▶現在中学3年生の木村琉泉くん



第1回東京宝島会議が開催されました

10月23日(火)、ニューピアホール(東京竹芝)にて、東京都主催の「第1回東京宝島会議」が開催され、小池都知事や各島の町村長や現地事業者をはじめとした関係者約100名が一堂に会しました。

東京島しょ地域のブランド化に向けた「東京宝島ブランド」ロゴやブランドコンセプトの発表、先行して取り組んでいる4島(大島・神津島、三宅島、八丈島)の取組の紹介が行われるなど、東京島しょ地域のブランド化に向けて、各島が連携・切磋琢磨していく気運を醸成する会議となりました。

各島での取組の様子をはじめ、東京宝島事業については特設ホームページに随時掲載されていますので、是非ご覧ください。
<https://tokyo-treasureislands.jp/>

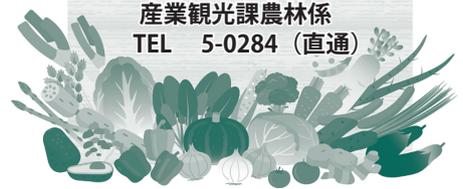


▲ホームページのQRコード



野生動物と人との関係を考える

産業観光課農林係
TEL 5-0284 (直通)



国立研究開発法人
農研機構

西日本農業研究センター
江口 祐輔



▲草地に侵入するイノシシ

今回は全国のイノシシ・シカの捕獲頭数が増加しても、被害面積と金額が減らないことを紹介しました。

現在、いくつかの理由が明らかになっていきます。一頭でも多く捕獲すれば被害が減ると勘違いしたことです。ほとんどが山の中で捕獲されており、捕獲個体が人里周辺に住み着いた加害個体である確率は非常に低いのです。また、個体数も減っていません。多くの個体を捕獲しても、それ以上に人間が野生動物に年間通して餌を与え、冬場の自然死(餓死・病死等)を防いでいるのです。人里では、農作物や作物残渣にとどまらず、農地周辺や山際のカキやクリなどの放任果樹が伐採されることなく野生動物の餌場と化しています。

す。山の中では、牧場の牧草や廃園になった果樹園の果実が存在します。さらに広域農道や高速道路の法面の吹き付け、尾根では、風力発電や携帯電話のアンテナが設置され、尾根までの管理道の法面に吹き付けられた草が餌になっています。法面への吹き付けはA5ランクの牛肉ができる牧草が使われ、野生動物にとって餌の少ない冬場に青々と育つ草です。これらは人による「無意識の餌付け」と呼ばれます。捕獲数が増加しても被害や個体数が減らないのは当然です。しかし、着実にシカが減少している地域があります。皆さんの住む新島です。次回からは新島の状況も踏まえて動物との関わり方を考えていきましょう。

教育委員会からの お知らせ

新島村には大学や専門学校などへの進学資金の貸付制度があります。平成31年度も引き続き行いますので、ご利用ください。

貸付の条件や対象者などは、つぎのとおりです。

【前提条件】

貸付日（平成31年4月1日）の1ヶ年以上前から、引き続き村内に住所を有する者の子弟であること

【学校の種類】

① 国立・公立・私立の大学・短期大学・大学院（専修課程に限る）

② 国立・公立・私立の専修学校専門課程

【貸付額】（月額）

①、②ともに5万円以内

【必要な書類】

- ① 貸付申請書（第1号様式）
- ② 納税証明書
- ③ 所得を証明できるもの
- ④ 住民票（家族全員の続柄を記載のもの）
- ⑤ 在学証明書又は入学許可証
- ⑥ 振替口座番号（本人名義）
- ⑦ 高校3年生の成績証明書、または在籍校の成績通知書

【受付期間】

12月3日（月）～4月8日（月）

【返済期間】 貸付期間が終わった1年後から20年以内

【返済方法】

① 新島・式根島郵便局または七島信用組合の口座振替

② 役場出納室・各支所または金融機関から納付書で支払い。

※ご注意

現在、納付書で支払している方で口座振替をご希望の場合は、教育委員会へご連絡いただき、郵便局または七島信用組合で手続きをしてください。

【問い合わせ先】

教育委員会 ☎(5)0203（直通）

■平成31年度式根島

生徒の宿泊施設募集

連絡船が天候や災害、事故または整備などによって欠航した時に、式根島生徒が宿泊する施設を募集します。

【期間】 平成31年4月1日～平成32年3月31日

【宿泊条件】

① 連絡船が天候、災害、事故または整備などによって欠航。

② 次の日に行事などを控え、天候の悪化が見込まれる時。

【宿泊料】 1泊7千円

【募集締切】

平成31年2月末日まで

【申込み・問い合わせ】

教育委員会 ☎(5)0203（直通）

総務課からのお知らせ

第23回くらしの法律税金相談

弁護士・司法書士・税理士・土地家屋調査士など法律関係者が相談会を開催します。

法律や税金などどんなご相談でも結構です。お気軽にご相談ください。当日の相談は無料です。ご予約や出張相談も承ります。また、新島地区では法律教室も開催しますので、こちらもぜひご参加ください。

【くらしの法律税金相談会】
▼新島地区 12月14日（金）
午前10時～午後4時30分

【場所】 青葉会館

▼式根島地区 12月14日（金）
午後0時～午後3時30分

【場所】 式根島開発総合センター

【法律教室】
▼時間 12月14日（金）
午後5時～午後7時

▼場所 青葉会館

▼テーマ 相続・遺言
※相続と遺言書の基本的な仕組みなどをご説明します。

【主催】 NPO司法過疎サポートネットワーク

【問い合わせ】

マザーシップ法律事務所
弁護士 内田 明

☎03（5367）5142

■司法書士による出前相談所

東京司法書士会主催による無料法律相談を開催します。例えば、「相続・遺言・土地・建物・登記・暮らしにおけるトラブル・生活再建」といった相談ごとに関しまして、面談による無料相談を行います。

▼新島相談会

【相談日時】
平成30年12月14日（金）
午前10時～午後2時

【相談場所】 住民センター
交通手段の関係でやむなく中止させていただく場合

もあります。その際は何卒ご容赦ください。予約は不要です。

【問い合わせ先】

東京司法書士会事務局事業・研修課

☎03（3353）9191
平日 午前9時～午後5時
（正午～午後1時を除く）

島しょ振興公社補助事業

■平成30年度

地域振興に係る補助事業

【募集期間】

平成30年12月3日（月）
～12月21日（金）

【対象事業】

地域振興に係る特産品に関する事業・地域振興に係る観光振興に関する事業・地域振興に係る島おこしを担う人材育成に関する事業。その他地域振興にかかわる事業（地域振興に係る第一次産業活性化に関する事業。地域の伝統芸能の発展に関する事業）。

【事業期間】

平成30年12月1日～平成31年11月30日

【対象団体】

① 概ね5名以上の東京島しょ地域在住者で組織し、代表者・会則・名簿等のある団体等（地方公共団体は除く）

② 島しょ地域内に主たる事業所を有する小規模企業者、組合、財団法人、社団法人、特定非営利活動法人、その他東京島しょ地域の活性化に資する取組を行うと認められる法人等

【補助金額】

補助対象経費の5分の4以内（1,000円未満切り捨て）で100万円（ただし、特に必要と認められる事業については200万円）を限度とする。

【申込・問い合わせ】

企画財政課企画調整室
☎(5)0204内線216

特定健診で 特定保健指導に該当した方へ

特定保健指導は、生活習慣の改善の支援を行い、将来的に、心臓病や脳卒中の発症を未然に防ぐ事を目的としています。治療や服薬になる前に、食事や運動について振り返ってみませんか？

さわやか健康センターだより

さわやか健康センター
子ども家庭支援センター共通
TEL 5-1856 FAX 5-1857

メールアドレス
さわやか健康センター kenkou@nijijima.com
子ども家庭支援センター kodomo@nijijima.com

<特定保健指導の診断基準>

腹囲が男性 85cm、女性 90cm 以上あり、かつ 1～3 のうち 1 項目以上該当した方

1. 血圧 収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上
 2. 血糖 空腹時血糖 100mg/dl 以上、または HbA1c5.6% 以上
 3. 脂質 HDL コレステロール 40mg/dl 未満、または中性脂肪 150mg/dl 以上
- その他、喫煙 タバコを吸う習慣がある（電子タバコ等も含む）

特定保健指導「積極的支援」「動機付け支援」の対象となる方

- 上記の判定に加え、体格指数（BMI）が 25 以上の方
 - 40 歳から 74 歳の方
 - 国民健康保険に加入している方
 - 企業健診を受けた方（案内は届きませんので、希望者は健康センターに申し込み下さい）
- 「動機付け支援」・・・「動脈硬化予防教室（仮）」を実施します。

（1 回目：新島 1 月 16 日（水）、式根島 1 月 30 日（水）予定）

「積極的支援」・・・動機付け支援に加えて、6 ヶ月間継続して支援を行います。

また、服薬など治療を行っている方は今回の特定保健指導の対象となりません。

今後も医療機関にて、よく診て頂いて下さい。その他、診療結果の相談も受け付けております。

保険加入であんしん 新島もんもクラブ

新島もんもクラブは、子どもをあらかじめほしいひと（依頼会員）と時間があるときは子どもをあずかってほしいひと（援助会員）を結ぶ、有料の村民による育児の援助活動です。

あずかりの対象は、あかちゃんから小学校卒業までの児童。あずかり方法は、依頼会員と援助会員で話し合います。援助会員宅へ子どもをあずけに出向くか、援助会員が依頼会員宅へ出向くなどの方法があります。

乳幼児をあずける場合は「おもり」がメインですが、小学生の場合は援助会員から料理やそうじなどの家事を教えてもらうことができます。もしもありません。

新島もんもクラブは、万が一の事故に備え保険に加入しています。保険費用は新島村が負担。依頼・援助会員ともに負担はありません。

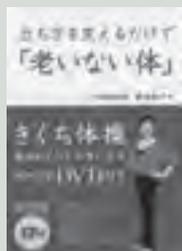
くわしくは、新島もんもクラブ事務局へお問い合わせください。

【問い合わせ】

新島もんもクラブ事務局
☎(5) 1856

（さわやか健康センター内）

■住民センター図書室から新着本のご案内



菊池 和子



阿川 佐和子



マキノ 正幸

最悪の將軍
万引き家族
下町ロケット ヤタガラス
泥濘
極上の孤独

朝井 まかて
是枝 裕和
池井戸 潤
黒川 博行
下重 暁子

■本村住民センター図書室の利用時間
午前 9:00 ～午後 5:00（年末・年始をのぞく）

☎教育委員会 5-0203 直通

■新島村ホームページの『図書検索』から新着本が検索できますので、そちらもご覧ください。

12月の主な行事予定

11月15日現在の予定表です。変更になる場合もありますので、ご了承ください。

★印=さわやか健康センター事業
(詳しくは、お問い合わせください)

日	月	火	水	木	金	土
<h2 style="text-align: center;">もやい募金結果のご報告</h2> <p style="text-align: center;">多くの住民の皆様からご協力いただきました「新島村もやい募金」は、総額 653,816 円となりました。この義援金は日本赤十字社を通じ、被災地の各市町村に配分されます。住民の皆様の温かいご支援に感謝申し上げます。</p>						<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> ■勤労福祉会館会館 時間通常通りへ変更 9:00 ~ 21:00 ■野球教室 (2日迄) いきいき広場 ■冬季夜警始式 18:00 ~ 役場正面玄関
<p>2</p> <p>■今月は、固定資産税の納付月です。</p>	<p>3</p> <ul style="list-style-type: none"> ★健診結果個別相談 (式根島) 13:00 ~ 14:30 式根島開発総合センター 	<p>4</p> <ul style="list-style-type: none"> ■第4回新島村議会 定例会 (5日迄) 10:00 ~ 議会議事堂 ★乳幼児健診 (新島) 13:30 ~ 15:30 さわやか健康センター ★ヨガ教室 18:00 ~ 19:00 さわやか健康センター 	<p>5</p> <ul style="list-style-type: none"> ★定期予防接種 (新島) 15:30 ~ 16:00 本村診療所 	<p>6</p> <ul style="list-style-type: none"> ★乳幼児健診 (式根島) 13:00 ~ 14:30 式根島開発総合センター ★定期予防接種 (式根島) 15:00 ~ 15:30 式根島診療所 	<p>7</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ヨガ教室 10:00 ~ 11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30 ~ 15:00 式根島開発総合センター 	<p>8</p>
<p>9</p>	<p>10</p>	<p>11</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ヨガ教室 18:00 ~ 19:00 さわやか健康センター ★若返り体操教室 13:30 ~ 15:30 さわやか健康センター 	<p>12</p>	<p>13</p>	<p>14</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ヨガ教室 10:00 ~ 11:00 さわやか健康センター 	<p>15</p> <ul style="list-style-type: none"> ■眼科専門診療 9:00 ~ 12:00 本村診療所
<p>16</p> <ul style="list-style-type: none"> ■眼科専門診療 8:30 ~ 10:00 本村診療所 	<p>17</p>	<p>18</p> <ul style="list-style-type: none"> ■農業委員会総会 (予定) 9:00 ~ 住民センター 1F ★ヨガ教室 18:00 ~ 19:00 さわやか健康センター 	<p>19</p> <ul style="list-style-type: none"> ★定期予防接種 (新島) 15:30 ~ 16:00 本村診療所 	<p>20</p>	<p>21</p> <ul style="list-style-type: none"> ★ヨガ教室 10:00 ~ 11:00 さわやか健康センター ★はつらつ教室 13:30 ~ 15:00 式根島開発総合センター 	<p>22</p>
<p>23 天皇誕生日/30</p> <p>※30日:各ごみ処理施設の営業は正午まで。</p>	<p>24 振替休日/31</p> <p>※31日~1月3日:ごみの収集、各ごみ処理施設はお休み。</p>	<p>25</p> <ul style="list-style-type: none"> ■管内小中学校終業式 	<p>26</p>	<p>27</p>	<p>28</p>	<p>29</p> <p>※最終処分場臨時開場</p>